

議案第92号

甲賀市多文化共生センター条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市多文化共生センター条例

(設置)

第1条 多様な文化を背景に持つ市民の交流を促進し、文化、習慣等の相互理解を深め、共に安心して生きられる地域社会の形成に資するため、甲賀市多文化共生センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市多文化共生センター	甲賀市水口町本丸1番20号

(業務内容)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 多文化共生に関すること。
- (2) 外国人市民の相談に関すること。
- (3) 多文化理解の促進に関すること。
- (4) 生活情報等の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関し市長が必要と認める業務に関すること。

(入館の禁止等)

第4条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命じることができる。

(指定管理者の指定等)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理に関する次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関して市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合における前条の規定の適用については、「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第93号

甲賀市立幼保連携型認定こども園条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市立幼保連携型認定こども園条例

目次

第1章 認定こども園の設置等（第1条—第6条）

第2章 延長保育等

第1節 延長保育（第7条—第9条）

第2節 保育短時間認定を受けた者に係る延長保育（第10条—第12条）

第3節 預かり保育（第13条—第15条）

第3章 雑則（第16条—第18条）

付則

第1章 認定こども園の設置等

（設置）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、甲賀市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 認定こども園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（事業）

第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を行うものとする。

- （1） 法第9条の規定により行う教育及び保育
- （2） 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし市長が必要と認める事業
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（入園資格）

第4条 認定こども園に入園することができる児童は、次に掲げる児童とする。

- （1） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども
- （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定による認定こども園への入所の措置を受けた乳児（同法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。）又は幼児（同項第2号に規定する幼児をいう。）

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた児童

(保育料)

第5条 認定こども園に入園する児童（前条第2号の規定による措置に係る児童を除く。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号又は第28条第2項各号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に教育・保育に要した費用の額を超える場合にあっては、当該現に教育・保育に要した費用の額）とする。

(利用者負担額)

第6条 前条の規定による保育料のうち、保護者が負担する額（以下「利用者負担額」という。）は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が規則で定める。ただし、児童が市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額とする。

第2章 延長保育等

第1節 延長保育

(実施施設)

第7条 延長保育の実施施設は、別表第2のとおりとする。

(対象者)

第8条 延長保育の対象者は、前条に規定する実施施設において保育を受ける児童（子ども・子育て支援法第19条第1号の者を除く。）であって、当該保育を受ける日に、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合にあるものとする。

(1) 延長保育の開設日及び実施時間において、保護者が居宅内外で就労している場合

(2) その他市長が必要と認めた場合

(延長保育料)

第9条 延長保育に係る保育料は、利用児童1人につき、1回当たり200円とする。

第2節 保育短時間認定を受けた者に係る延長保育

(実施施設)

第10条 保育短時間認定における延長保育の実施施設は、第2条に規定する認定

こども園とする。

(対象者)

第11条 保育短時間認定における延長保育の対象者は、前条に規定する実施施設において保育を受ける児童(子ども・子育て支援法第19条第1号の者を除く。)のうち、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定により1日当たり8時間までの認定(以下「保育短時間認定」という。)を受けた者であって、当該保育を受ける日に、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合にあるものとする。

(1) 保護者が居宅内外で就労している場合

(2) その他市長が必要と認めた場合

(保育短時間認定における延長保育料)

第12条 保育短時間認定における延長保育に係る保育料は、利用児童1人につき、1時間当たり150円とする。

第3節 預かり保育

(実施施設)

第13条 預かり保育の実施施設は、第2条に規定する認定こども園とする。

(対象者)

第14条 預かり保育の対象者は、前条に規定する実施施設において教育を受ける児童(子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号の者を除く。)であって、当該教育を受ける日に、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合にあるものとする。

(1) 保護者が養育する他の児童に係る学校等の参観、乳幼児健診等が教育時間の終了時間を超える場合

(2) 保護者に生じた緊急その他のやむを得ない事情が教育時間の終了時間を超える場合

(3) その他市長が必要と認めた場合

(預かり保育料)

第15条 預かり保育に係る保育料は、利用児童1人につき、1時間当たり150円とする。

第3章 雑則

(減免)

第16条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額、延長保育料、保育短時間認定における延長保育料及び預かり保育料(以下「利用者負担額等」という。)を減額し、又は免除することができる。

(還付)

第17条 既に納付した利用者負担額等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後における延長保育及び預かり保育の利用に係る申請、認定こども園の入園に際し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(甲賀市立幼稚園条例の廃止)

3 甲賀市立幼稚園条例(平成16年甲賀市条例第151号)は、廃止する。

(甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年甲賀市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第19条中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園」に改める。

(甲賀市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

5 甲賀市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成16年甲賀市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園」に改める。

(甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

6 甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年甲賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第1の8教育委員会の項を削る。

別表第3を削る。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
甲賀市立土山こども園	甲賀市土山町南土山甲417番地
甲賀市立大原こども園	甲賀市甲賀町大久保952番地
甲賀市立油日こども園	甲賀市甲賀町上野1320番地
甲賀市立信楽こども園	甲賀市信楽町江田969番地

別表第2（第7条関係）

名称
甲賀市立土山こども園
甲賀市立信楽こども園

議案第93号参考資料

<付則第4項関係>

甲賀市職員の特種勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(保育士等臨時手当)</p> <p>第19条 保育園及び<u>幼保連携型認定こども園</u>に勤務する職員に、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて1月当たり9,000円の範囲内で市長が別に定める額を保育士等臨時手当として支給する。</p>	<p>(保育士等臨時手当)</p> <p>第19条 保育園及び<u>幼稚園</u> _____ に勤務する職員に、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて1月当たり9,000円の範囲内で市長が別に定める額を保育士等臨時手当として支給する。</p>

<付則第5項関係>

甲賀市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、甲賀市立の<u>幼保連携型認定こども園</u>、小学校及び中学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定め</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、甲賀市立の<u>幼稚園</u> _____、小学校及び中学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定め</p>

るものとする。

るものとする。

<付則第6項関係>

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(特定個人情報の提供)</u></p> <p>第5条 <u>法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の</u></p>

(委任)

第5条 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	
7 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの

条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の 情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	
7 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	<u>小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	小学校就学前子どものための教育・保育に関する利用者負担額の免除に関する事務	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの

	<u>であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>

議案第94号

甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例

甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表甲賀市公共交通活性化まちづくり推進協議会の項を削る。

付 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

甲賀市附属機関設置条例新旧対照表

改正案					現行				
(設置等) 第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。 2～4 (略) 別表(第2条関係) 1 市長の附属機関					(設置等) 第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。 2～4 (略) 別表(第2条関係) 1 市長の附属機関				
名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期	名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
(略)					(略)				
甲賀市市民参画・協働推進検討委員会	市民参画の推進及び協働による市民自治の実現に関し、必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代表者 (3) 学識経験を有する者 (4) その他市長が 適当と認める者	15	2年	甲賀市市民参画・協働推進検討委員会	市民参画の推進及び協働による市民自治の実現に関し、必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代表者 (3) 学識経験を有する者 (4) その他市長が 適当と認める者	15	2年
甲賀市公	持続可能なまちづくりの	(1) 市長が指名す	25	1年	甲賀市公	持続可能なまちづくりの	(1) 市長が指名す	25	1年

				公共交通活性化まちづくり推進協議会	概念を基本とした公共交通体系及び基本構想策定について調査及び研究し、審議すること。	る職員 (2) その他市長が内 適当と認める者	人以
(略)				(略)			
<p>2及び3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和6年1月1日から施行する。</p>				<p>2及び3 (略)</p>			

議案第95号

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成16年甲賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（報酬等の内払）

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による手当の内払とみなす。

議案第95号参考資料

<第1条関係>

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

<第2条関係>

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平</p>

成16年甲賀市条例第38号) 第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

成16年甲賀市条例第38号) 第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(報酬等の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による手当の内払とみなす。

議案第96号

甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100

11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400

39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	

67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				

95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					

	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、
第26条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200

13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
22	335,000	403,900	453,300	517,700	
23	338,400	405,500	455,600	519,500	
24	341,700	407,100	457,800	521,300	
25	345,000	408,800	459,800	522,900	
26	347,500	411,000	462,100	524,700	
27	350,000	413,100	464,300	526,500	
28	352,300	415,100	466,600	528,300	
29	354,400	417,200	468,700	529,900	
30	356,100	419,300	470,900	531,700	
31	357,800	420,900	473,200	533,500	
32	359,600	422,600	475,300	535,300	
33	361,500	424,500	477,100	536,900	
34	363,700	426,000	479,200	538,700	
35	365,800	427,800	481,300	540,400	
36	367,800	429,600	483,300	542,100	
37	369,700	431,500	485,400	543,700	
38	371,900	433,500	487,100	545,300	
39	374,000	435,300	488,900	546,700	
40	376,000	437,200	490,700	548,300	

41	378,000	439,000	492,300	549,800	
42	378,700	440,700	494,100	551,200	
43	379,300	442,400	495,900	552,600	
44	380,000	444,200	497,500	553,900	
45	380,900	446,000	498,900	555,100	
46	382,200	447,800	500,600	556,100	
47	383,500	449,500	502,400	557,100	
48	384,800	451,200	504,100	558,100	
49	385,600	452,800	505,600	559,100	
50	386,400	454,500	506,900	560,000	
51	387,200	456,200	508,200	560,900	
52	387,700	457,900	509,500	561,800	
53	388,500	459,800	510,500	562,600	
54	389,300	461,000	511,800	563,500	
55	390,000	462,200	513,100	564,400	
56	390,700	463,400	514,400	565,300	
57	391,400	464,400	515,400	566,200	
58	392,300	465,400	516,200	567,100	
59	393,000	466,300	517,000	568,000	
60	393,600	467,100	517,800	568,700	
61	394,100	467,900	518,700	569,600	
62	394,600	468,600	519,500	570,500	
63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		471,300	523,000		
67		471,900	523,700		
68		472,500	524,600		

69		472,800	525,500		
70		473,400	526,300		
71		474,100	527,200		
72		474,800	528,100		
73		475,200	528,900		
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		
80		479,300	534,900		
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		
83		480,900	537,500		
84		481,400	538,400		
85		481,800	539,200		
86		482,400	540,100		
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		
89		483,800	542,700		
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			
93		485,900			
94		486,500			
95		487,100			
96		487,600			

	97		488,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（２）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100

20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300

48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800

76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	
87		290,900	326,700	347,600	
88		291,100	327,000	347,900	
89		291,500	327,400	348,300	
90		291,700	327,800	348,600	
91		291,900	328,200	349,000	
92		292,100	328,600	349,300	
93		292,500	328,900	349,700	
94		292,700	329,100	350,000	
95		292,900	329,500	350,300	
96		293,200	329,800	350,600	
97		293,500	330,000	350,900	
98		293,700	330,300	351,300	
99		293,900	330,600	351,700	
100		294,200	330,900	352,100	
101		294,500	331,100	352,600	
102		294,700	331,400	353,000	
103		294,900	331,800	353,400	

	104		295,200	332,000	353,800	
	105		295,500	332,200	354,300	
	106			332,400		
	107			332,800		
	108			333,000		
	109			333,200		
	110			333,600		
	111			334,000		
	112			334,400		
	113			334,600		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料 月額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、技師、栄養士及びその他の職員で別に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300

10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500

38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700

66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700

94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		

122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			
140	302,900	333,900			
141	303,100	334,200			
142	303,500	334,600			
143	303,900	334,900			
144	304,200	335,300			
145	304,400	335,600			
146	304,600	336,000			
147	304,900	336,400			
148	305,300	336,800			
149	305,500	337,100			

150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料 月額	基準給料月 額
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、看護師、准看護師及びその他の職員で別に定めるものに適用する。

第2条 甲賀市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項各号列記以外の部分中「100分の125（甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員（以下この条において「保育士等臨時

手当支給職員」という。)にあつては、100分の122.5)」を「100分の122.5」に、「100分の105(保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の102.5)」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125(保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の122.5)」を「100分の122.5」に、「100分の70(保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の68.75)」を「100分の68.75」に、「100分の105(保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の102.5)」を「100分の102.5」に、「100分の60(保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の58.75)」を「100分の58.75」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例(平成16年甲賀市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年甲賀市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	380,000
2	427,000
3	477,000

4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年甲賀市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第26条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第26条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第22条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当

の支給について準用する。

付則に次の3項を加える。

(令和5年12月に支給する期末手当の特例措置)

7 令和5年12月に支給するフルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する第14条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条から第21条の3までの規定」とあるのは、「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年甲賀市条例第●●号）第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例第21条から第21条の3までの規定」とする。

8 令和5年12月に支給するパートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する第26条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条から第21条の3までの規定」とあるのは、「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年甲賀市条例第●●号）第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例第21条から第21条の3までの規定」とする。

(令和6年3月31日までの間におけるフルタイム会計年度任用職員の給料の特例)

9 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間におけるフルタイム会計年度任用職員の給料に関する別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中「給与条例別表第1」とあるのは「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年甲賀市条例第●●号）第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例別表第1」と、別表第2中「給与条例別表第2」とあるのは「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年甲賀市条例第●●号）第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例別表第2」とする。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例（以下この項及び第6項において「第1条の規定による改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条

例第21条第2項及び第22条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

3 第3条の規定による改正後の甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例（以下第7項において「第3条の規定による改正後の特別職給与条例」という。）第4条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

4 第5条の規定による改正後の甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び第8項において「第5条の規定による改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和5年4月1日から、第5条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

5 第7条の規定による改正後の甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項において「第7条の規定による改正後の会計年度任用職員条例」という。）付則第7項から第9項までの規定は令和5年12月1日から、第7条の規定による改正後の会計年度任用職員条例第14条の2及び第26条の2の規定は令和6年4月1日から適用する。

（給与等の内払）

6 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

7 第3条の規定による改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、第3条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による手当の内払とみなす。

8 第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

9 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

< 第1条関係 >

甲賀市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(別表第1)</p> <p>(2) 医療職給料表(別表第2)</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>(甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年甲賀市条例第39号)第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員(以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。)にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(別表第1)</p> <p>(2) 医療職給料表(別表第2)</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>(甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年甲賀市条例第39号)第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員(以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。)にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ</p>

に相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の105（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の122.5）」とあるのは「100分の70（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の68.75）」と、「100分の105（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の102.5）」とあるのは「100分の60（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の58.75）」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在

に相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の122.5）」とあるのは「100分の67.5（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の68.75）」と、「100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の102.5）」とあるのは「100分の57.5（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の58.75）」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在

(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105 (特定管理職員にあっては、100分の125) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提用短時間勤務職員 当該定年前提用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 (特定管理職員にあっては、100分の60) を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第3条関係)

(略)

別表第2 (第3条関係)

(略)

(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100 (特定管理職員にあっては、100分の120) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提用短時間勤務職員 当該定年前提用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5 (特定管理職員にあっては、100分の57.5) を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第3条関係)

(略)

別表第2 (第3条関係)

(略)

< 第2条関係 >

甲賀市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の122.5</u>	(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の125</u> (甲賀市職

_____を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の102.5

_____を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5 _____」とあるのは「100分の68.75 _____」
と、「100分の102.5 _____」とあるのは「100分の58.75 _____」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

員の特種勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員（以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。）にあつては、100分の122.5 _____を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の105（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の102.5） _____を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の122.5） _____」とあるのは「100分の70（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の68.75） _____」
と、「100分の105（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の102.5） _____」とあるのは「100分の60（保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の58.75） _____」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員
 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在
 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日
 現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。)において受け
 べき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を
 加算した額に100分の102.5 (特定管理職員にあっては、100分の122.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提
 任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75 (特
 定管理職員にあっては、100分の58.75) を乗じて得た額の
 総額

3～5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員
 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在
 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日
 現在。次項及び付則第14項第3号において同じ。)において受け
 べき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を
 加算した額に100分の105 (特定管理職員にあっては、100分の125) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提
 任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 (特
 定管理職員にあっては、100分の60) を乗じて得た額の
 総額

3～5 (略)

<第3条関係>

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(給与の額) 第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属す	(給与の額) 第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属す

る職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

る職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

<第4条関係>

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の額)</p> <p>第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属する職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属する職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

<第5条関係>

甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																																
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p>																																
<p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 475 517 520">号給</th> <th data-bbox="521 475 1106 520">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 523 517 568">1</td> <td data-bbox="521 523 1106 568">380,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 571 517 616">2</td> <td data-bbox="521 571 1106 616">427,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 619 517 663">3</td> <td data-bbox="521 619 1106 663">477,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 667 517 711">4</td> <td data-bbox="521 667 1106 711">539,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 715 517 759">5</td> <td data-bbox="521 715 1106 759">615,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 762 517 807">6</td> <td data-bbox="521 762 1106 807">718,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 810 517 855">7</td> <td data-bbox="521 810 1106 855">839,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 475 1393 520">号給</th> <th data-bbox="1397 475 2000 520">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 523 1393 568">1</td> <td data-bbox="1397 523 2000 568">376,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 571 1393 616">2</td> <td data-bbox="1397 571 2000 616">422,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 619 1393 663">3</td> <td data-bbox="1397 619 2000 663">472,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 667 1393 711">4</td> <td data-bbox="1397 667 2000 711">533,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 715 1393 759">5</td> <td data-bbox="1397 715 2000 759">608,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 762 1393 807">6</td> <td data-bbox="1397 762 2000 807">710,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 810 1393 855">7</td> <td data-bbox="1397 810 2000 855">830,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額（円）																																
1	380,000																																
2	427,000																																
3	477,000																																
4	539,000																																
5	615,000																																
6	718,000																																
7	839,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	376,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>																																
<p>(給与条例の適用除外等)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p>																																
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>																																
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年甲賀市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年甲賀市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」</p>																																

と読み替えるものとする。

3 (略)

と読み替えるものとする。

3 (略)

<第6条関係>

甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年甲賀市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年甲賀市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

<第7条関係>

甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
-----	----

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第26条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第22条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

付 則

(令和5年12月に支給する期末手当の特例措置)

7 令和5年12月に支給するフルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する第14条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条から第21条の3までの規定」とあるのは、「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年甲賀市条例第●

●号) 第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例第21条から第21条の3までの規定」とする。

- 8 令和5年12月に支給するパートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する第26条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条から第21条の3までの規定」とあるのは、「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年甲賀市条例第●●号) 第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例第21条から第21条の3までの規定」とする。

(令和6年3月31日までの間におけるフルタイム会計年度任用職員の給料の特例)

- 9 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間におけるフルタイム会計年度任用職員の給料に関する別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中「給与条例別表第1」とあるのは「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年甲賀市条例第●●号) 第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例別表第1」と、別表第2中「給与条例別表第2」とあるのは「甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年甲賀市条例第●●号) 第1条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例別表第2」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例（以下この項及び第5項において「第1条の規定による改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第21条第2項及び第22条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例（以下第7項において「第3条の規定による改正後の特別職給与条例」という。）第4条の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 4 第5条の規定による改正後の甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び第8項において「第5条の規定による改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和5年4月1日から、第5条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。
- 5 第7条の規定による改正後の甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項において「第7条の規定による改正後の会計年度任用職員条例」という。）付則第7項から第9項までの規定は令和5年12月1日から、第7条の規定による改正後の会計年度任用職員条例第14条の2及び第26条の2の規定は令和6年4月1日から適用する。
- （給与等の内払）
- 6 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の甲賀市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条

例の規定による給与の内払とみなす。

7 第3条の規定による改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、第3条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による手当の内払とみなす。

8 第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

9 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

議案第97号

甲賀市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市印鑑条例の一部を改正する条例

甲賀市印鑑条例(平成16年甲賀市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「第4項」を「前項」に改める。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自ら申請した場合であって、規則で定める書類の提示があったときは、印鑑登録者識別カードの提示を省略することができる。

第16条第1号中「困難であるとき」の次に「(第14条ただし書の場合にあっては、規則で定める書類が著しく汚染又はき損したため有効性が確認できないとき)」を加える。

第17条第1項中「、印鑑登録者識別カードと印鑑登録原票の登録事項とを照合し」及び「し、かつ、印鑑登録者識別カードを返付」を削る。

付則第4項中「(平成16年甲賀市条例第48号)」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項及び前項の本人確認を行う場合には、必要に応じ適宜口頭で質問を行って補足する等慎重に行うこととする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を申請しようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録者識別カードを添えて市長に申請しなければならない。<u>ただし、印鑑登録者が自ら申請した場合であって、規則で定める書類の提示があったときは、印鑑登録者識別カードの提示を省略することができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p>第16条 市長は、第14条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請を受理しない。</p> <p>(1) 印鑑登録者識別カードが著しく汚染又はき損したため登録番号を識別することが困難であるとき<u>(第14条ただし書の場合にあつては、規則で定める書類が著しく汚染又はき損したため有効性が確認できないとき)。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項及び第4項の本人確認を行う場合には、必要に応じ適宜口頭で質問を行って補足する等慎重に行うこととする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を申請しようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録者識別カードを添えて市長に申請しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p>第16条 市長は、第14条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請を受理しない。</p> <p>(1) 印鑑登録者識別カードが著しく汚染又はき損したため登録番号を識別することが困難であるとき_____</p> <p>_____。</p> <p>(2) (略)</p>

(印鑑登録証明)

第17条 市長は、第14条の規定による申請があったときは_____、当該申請が適切であることを確認したうえ、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付_____しなければならない。

2及び3 (略)

付 則

(合併前カードの取扱い)

4 合併前カードを印鑑登録者識別カードと交換する場合の手続は、第8条の規定を準用するものとする。この場合において、甲賀市手数料条例_____の規定による手数料は徴しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(印鑑登録証明)

第17条 市長は、第14条の規定による申請があったときは、印鑑登録者識別カードと印鑑登録原票の登録事項とを照合し、当該申請が適切であることを確認したうえ、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録者識別カードを返付しなければならない。

2及び3 (略)

付 則

(合併前カードの取扱い)

4 合併前カードを印鑑登録者識別カードと交換する場合の手続は、第8条の規定を準用するものとする。この場合において、甲賀市手数料条例(平成16年甲賀市条例第48号)の規定による手数料は徴しない。

議案第98号

甲賀市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

甲賀市福祉医療費助成条例（平成16年甲賀市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小中学生」の次に「、高校生世代」を加え、「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 小中学生 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。ただし、重度障害者（児）又は母子家庭若しくは父子家庭に該当する者を除く。

第2条第11号を同条第13号とし、同条第10号中「小中学生」の次に「、高校生世代」を加え、「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「小中学生」の次に「、高校生世代」を加え、「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に、「第3号オ」を「第4号カ」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第8号の2を第10号とし、第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に改め、同号ア中「手帳交付者」を「身体障害者手帳交付者」に、「身体障害者福祉法施行規則」を「障害の程度が身体障害者福祉法施行規則」に、「に定める障害の程度が」を「に定める」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」という。）で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級に該当するもの

第2条第3号オ中「手帳交付者で、障害の程度が規則別表の3級に該当するもの」を「エの（ア）に該当する者（アからオまでに該当する者を除く。）」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「障害の程度が同法施行令」を「、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 次の（ア）から（ウ）までのうち2以上に該当する者

- (ア) 身体障害者手帳交付者で、障害の程度が規則別表の3級に該当するもの
- (イ) 児童相談所又は更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳交付者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する2級に該当するもの

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 高校生世代 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。

第2条の2本文中「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に、「前条第3号オ」を「前条第4号カ」に、「前条第9号」を「前条第11号」に改め、同条ただし書中「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に改める。

第3条第2項中「第2条第3号オ」を「第2条第4号カ」に改め、同項第1号ア中「第2条第7号ア」を「第2条第8号ア」に改め、同号イ中「第2条第7号イ」を「第2条第8号イ」に改め、同条第4項中「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に改める。

第8条第3項中「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の甲賀市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

甲賀市福祉医療費助成条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児、小中学生、<u>高校生世代、重度障害者(児)</u>、母子家庭の母等及び児童、父子家庭の父等及び児童、ひとり暮らし寡婦並びにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小中学生 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。ただし、重度障害者(児)又は母子家庭若しくは父子家庭に該当する者を除く。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児、小中学生_____、<u>重度心身障害者(児)</u>、母子家庭の母等及び児童、父子家庭の父等及び児童、ひとり暮らし寡婦並びにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小中学生 6歳に達した日以後の最初の3月31日を経過している者で12歳に達した日以後の最初の3月31日を経過していない者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校若しくは特別支援学校の小学部に就学する者(以下この号において「学齢児童」という。)を小学生といい、12歳に達した日以後の最初の3月31日を経過している者で15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過していない者(学齢児童を除く。)</u>又は同法に規定する中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校</p>

(3) 高校生世代 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。

(4) 重度障害者(児) 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(以下「身体障害者手帳交付者」という。)で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「規則別表」という。)に定める _____ 1級又は2級に該当するもの

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知的障害の程度が重度と判定されたもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」という。)で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する

の中学部に就学する者を中学生という。ただし、重度心身障害者(児)又は母子家庭若しくは父子家庭に該当する者を除く。

(3) 重度心身障害者(児) 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(以下「手帳交付者 _____」という。)で、身体障害者福祉法施行規則 _____ (昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「規則別表」という。)に定める障害の程度が1級又は2級に該当するもの

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知的障害の程度が重度と判定されたもの

ウ 身体障害者手帳の交付を受け障害の程度が規則別表の3級に該当する者で、児童相談所又は更生相談所において知的障害の程度が中度と判定されたもの

1級に該当するもの

エ 次の（ア）から（ウ）までのうち2以上に該当する者

（ア） 身体障害者手帳交付者で、障害の程度が規則別表の3級に該当するもの

（イ） 児童相談所又は更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者

（ウ） 精神障害者保健福祉手帳交付者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する2級に該当するもの

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める1級に該当するもの

カ エの（ア）に該当する者（アからオまでに該当する者を除く。）

（5） （略）

（6） （略）

（7） （略）

（8） （略）

（9） （略）

（10） （略）

（11） 助成対象者 本市の区域内に居住する乳幼児、小中学生、

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童で障害の程度が同法施行令

（昭和50年政令第207号）別表第3に定める1級に該当するもの

オ 手帳交付者で、障害の程度が規則別表の3級に該当するもの

（4） （略）

（5） （略）

（6） （略）

（7） （略）

（8） （略）

（8）の2 （略）

（9） 助成対象者 本市の区域内に居住する乳幼児、小中学生

認められる重度障害者（児）（前条第4号カに該当する者を除く。以下この条において同じ。）であって、当該重度障害者（児）又は当該重度障害者（児）の配偶者若しくは当該重度障害者（児）の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度障害者（児）の生計を維持するものの前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が規則で定める額を超えないものは、前条第11号に規定する助成対象者とみなす。ただし、当該重度障害者（児）が継続して2以上の障害者支援施設等に入所している場合にあっては、最初に入所した障害者施設等への入所前に当市の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。

（助成の範囲）

第3条（略）

2 前項の規定にかかわらず、ひとり暮らし高齢寡婦及び第2条第4号カに規定する者（以下「障害3級該当者」という。）に係る医療費の助成は、次に掲げるところによるものとする。

（1）ひとり暮らし高齢寡婦に係る医療費は、前項の規定により算出した額から次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額（以下「一部負担金相当額等」という。）を控除した額を福祉医療費として助成する。

ア 第2条第8号アに規定する者 健康保険法第74条第1項第2号に規定する場合に該当するものとして同項の規定の例により算

認められる重度心身障害者（児）（前条第3号オに該当する者を除く。以下この条において同じ。）であって、当該重度心身障害者（児）又は当該重度心身障害者（児）の配偶者若しくは当該重度心身障害者（児）の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害者（児）の生計を維持するものの前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が規則で定める額を超えないものは、前条第9号に規定する助成対象者とみなす。ただし、当該重度心身障害者（児）が継続して2以上の障害者支援施設等に入所している場合にあっては、最初に入所した障害者施設等への入所前に当市の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。

（助成の範囲）

第3条（略）

2 前項の規定にかかわらず、ひとり暮らし高齢寡婦及び第2条第3号オに規定する者（以下「障害3級該当者」という。）に係る医療費の助成は、次に掲げるところによるものとする。

（1）ひとり暮らし高齢寡婦に係る医療費は、前項の規定により算出した額から次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額（以下「一部負担金相当額等」という。）を控除した額を福祉医療費として助成する。

ア 第2条第7号アに規定する者 健康保険法第74条第1項第2号に規定する場合に該当するものとして同項の規定の例により算

定した一部負担金に相当する額及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合にあつては、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

イ 第2条第8号イに規定する者 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号に規定する場合に該当するものとして同項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額及び指定訪問看護を受けた場合にあつては、同法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

(2) (略)

3 (略)

4 福祉医療費は、重度障害者(児)、母子家庭の母等、父子家庭の父等、ひとり暮らし寡婦及びひとり暮らし高齢寡婦の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については前々年の所得とする。以下同じ。）が規則で定める額を超えるときはその者に対しては助成しない。ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦及び障害3級該当者の配偶者の前年の所得又はひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦及び障害3級該当者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦及び障害3級該当者の生計を維持する者の前年の所得が規則で定める額を超えるときも同様とする。

5 (略)

定した一部負担金に相当する額及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合にあつては、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

イ 第2条第7号イに規定する者 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号に規定する場合に該当するものとして同項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額及び指定訪問看護を受けた場合にあつては、同法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

(2) (略)

3 (略)

4 福祉医療費は、重度心身障害者(児)、母子家庭の母等、父子家庭の父等、ひとり暮らし寡婦及びひとり暮らし高齢寡婦の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については前々年の所得とする。以下同じ。）が規則で定める額を超えるときはその者に対しては助成しない。ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦及び障害3級該当者の配偶者の前年の所得又はひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦及び障害3級該当者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦及び障害3級該当者の生計を維持する者の前年の所得が規則で定める額を超えるときも同様とする。

5 (略)

(助成の期間)

第8条 (略)

2 (略)

3 重度障害者(児) についての助成対象期間の終期は、助成対象者でなくなった日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日までとする。

4 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の甲賀市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(助成の期間)

第8条 (略)

2 (略)

3 重度心身障害者(児) についての助成対象期間の終期は、助成対象者でなくなった日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日までとする。

4 (略)

議案第99号

甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市保育園設置等に関する条例（平成21年甲賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 甲賀市水口西保育園の項、甲賀市土山保育園の項、甲賀市甲賀東保育園の項、甲賀市甲賀西保育園南分園の項、甲賀市甲南東保育園の項、甲賀市甲南西保育園の項、甲賀市甲南南保育園の項及び甲賀市信楽保育園の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

名称	利用時間	
	通常保育	延長保育
甲賀市あいみらい保育園 甲賀市大野保育園	月曜日から土曜日まで 午前7時30分から午後 6時30分まで	
甲賀市甲賀西保育園	月曜日から土曜日まで 午前7時30分から午後 6時30分まで	月曜日から土曜日まで 午後6時30分から午後 7時まで
甲賀市甲賀北保育園 甲賀市甲南希望ヶ丘保育園 甲賀市雲井保育園 甲賀市朝宮保育園	月曜日から土曜日まで 午前7時30分から午後 6時30分まで	

別表第3 甲賀市土山保育園の項を削る。

別表第4 甲賀市土山保育園の項、甲賀市甲賀西保育園の項、甲賀市甲南東保育園の項及び甲賀市信楽保育園の項を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

甲賀市保育園設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第3条 保育園の利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。</p> <p>(延長保育)</p> <p>第13条 市長は、第6条の規定に基づき保育園に入園した児童を対象に、別表第3に掲げる保育園において、延長保育を実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一時預かり保育)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一時預かり保育の利用施設は、別表第4に掲げる保育園とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第3条 保育園の利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。</p> <p>(延長保育)</p> <p>第13条 市長は、第6条の規定に基づき保育園に入園した児童を対象に、別表第3に掲げる保育園において、延長保育を実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一時預かり保育)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一時預かり保育の利用施設は、別表第4に掲げる保育園とする。</p> <p>4 (略)</p>

別表第1（第2条関係）

名称	位置
甲賀市あいみらい保育園	甲賀市水口町鹿深3番39号
(略)	
甲賀市甲賀北保育園	甲賀市甲賀町神保2104番地
甲賀市甲南希望ヶ丘保育園	甲賀市甲南町希望ヶ丘四丁目1番地
(略)	

別表第1（第2条関係）

名称	位置
甲賀市あいみらい保育園	甲賀市水口町鹿深3番39号
甲賀市水口西保育園	甲賀市水口町八坂7番21号
甲賀市土山保育園	甲賀市土山町南土山甲417番地
(略)	
甲賀市甲賀北保育園	甲賀市甲賀町神保2104番地
甲賀市甲賀東保育園	甲賀市甲賀町大久保952番地
甲賀市甲賀西保育園南分園	甲賀市甲賀町上野1320番地
甲賀市甲南東保育園	甲賀市甲南町寺庄718番地1
甲賀市甲南西保育園	甲賀市甲南町新治1095番地
甲賀市甲南南保育園	甲賀市甲南町野尻231番地
甲賀市甲南希望ヶ丘保育園	甲賀市甲南町希望ヶ丘四丁目1番地
甲賀市信楽保育園	甲賀市信楽町江田969番地
(略)	

別表第2（第3条関係）

名称	利用時間	
	通常保育	延長保育
甲賀市あいみらい保育園 甲賀市大野保育園	月曜日から土曜日ま で 午前7時30分 から午後6時30分 まで	
甲賀市甲賀西保育園	月曜日から土曜日ま で 午前7時30分 から午後6時30分 まで	月曜日から土曜日まで 午後6時30分から午後 7時まで
甲賀市甲賀北保育園 甲賀市甲南希望ヶ丘保育 園 甲賀市雲井保育園 甲賀市朝宮保育園	月曜日から土曜日ま で 午前7時30分 から午後6時30分 まで	

別表第2（第3条関係）

名称	利用時間	
	通常保育	延長保育
甲賀市あいみらい保育園 甲賀市水口西保育園	月曜日から金曜日ま で 午前7時30分 から午後6時30分 まで 土曜日 午前8時3 0分から午前11時 30分まで	
甲賀市土山保育園	月曜日から土曜日ま で 午前7時30分 から午後6時30分 まで	月曜日から土曜日まで 午後6時30分から午後 7時まで
甲賀市大野保育園	月曜日から金曜日ま で 午前7時30分 から午後6時30分 まで 土曜日 午前8時3 0分から午前11時 30分まで	

甲賀市甲賀西保育園	月曜日から土曜日まで 午前7時30分から午後6時30分まで	月曜日から土曜日まで 午後6時30分から午後7時まで
甲賀市甲賀北保育園	月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後6時30分まで	
甲賀市甲賀東保育園		
甲賀市甲賀西保育園南分園		
甲賀市甲南東保育園	土曜日 午前8時30分から午前11時30分まで	
甲賀市甲南西保育園		
甲賀市甲南南保育園		
甲賀市甲南希望ヶ丘保育園	月曜日から土曜日まで 午前7時30分から午後6時30分まで	
甲賀市信楽保育園	月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後6時30分まで 土曜日 午前8時30分から午前11時30分まで	

	<u>甲賀市雲井保育園</u> 月曜日から土曜日ま で 午前7時30分 から午後6時30分 まで	
別表第3 (第13条関係)	<u>甲賀市朝宮保育園</u> 月曜日から金曜日ま で 午前7時30分 から午後6時30分 まで 土曜日 午前8時3 0分から午前11時 30分まで	
別表第3 (第13条関係)	別表第3 (第13条関係)	
名称	名称	
甲賀市甲賀西保育園	<u>甲賀市土山保育園</u> 甲賀市甲賀西保育園	
別表第4 (第21条関係)	別表第4 (第21条関係)	
名称	名称	
甲賀市あいみらい保育園	甲賀市あいみらい保育園 <u>甲賀市土山保育園</u> 甲賀市甲賀西保育園 甲賀市甲南東保育園 甲賀市信楽保育園	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第100号

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年甲賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第37条第3項中「第7条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と」を「「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7</p>

条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と _____

_____、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 （略）

2 （略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項

条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 （略）

2 （略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項

及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中_____

_____「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と

_____、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

議案第101号

甲賀市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

甲賀市子育て支援センター条例（平成16年甲賀市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する事業のほか、次の各号に掲げる支援センターにおいては、当該各号に定める事業を行うものとする。

(1) 甲賀市土山子育て支援センター、甲賀市甲賀子育て支援センター、甲賀市甲南子育て支援センター及び甲賀市信楽子育て支援センター 保護者の一時的な保育の需要に対応する事業（以下「一時預かり保育」という。）

(2) 甲賀市水口子育て支援センター 児童等が病気の回復期又は病気の回復期に至らない場合で、かつ、当面症状の急変が認められず、集団保育が困難な期間の一時的な保育に対応する事業（以下「病児・病後児保育」という。）

第12条第1項第1号中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

別表第2の(1)の表中

「

利用時間	月曜日から金曜日	午前9時から午後5時まで
	土曜日	午前9時から正午まで

」を

「

利用時間	休館日を除く午前9時から午後5時まで
------	--------------------

」に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第3条第2項の規定により新たに一時預かり保育を行う支援センターに係る利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

甲賀市子育て支援センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 前項に規定する事業のほか、次の各号に掲げる支援センターにおいては、当該各号に定める事業を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 甲賀市土山子育て支援センター、甲賀市甲賀子育て支援センター、甲賀市甲南子育て支援センター及び甲賀市信楽子育て支援センター 保護者の一時的な保育の需要に対応する事業（以下「一時預かり保育」という。）</u></p> <p><u>(2) 甲賀市水口子育て支援センター 児童等が病気の回復期又は病気の回復期に至らない場合で、かつ、当面症状の急変が認められず、集団保育が困難な期間の一時的な保育に対応する事業（以下「病児・病後児保育」という。）</u></p> <p>(一時預かり保育等の利用)</p> <p>第7条 第3条に規定する一時預かり保育及び病児・病後児保育(以下「一時預かり保育等」という。)の利用対象者、利用時間、利用日数については、別表第2のとおりとする。</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第12条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、支援センターの管理に関する次の各号に掲</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 甲賀市水口子育て支援センターにおいては、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 保護者の一時的な保育の需要に対応する事業（以下「一時預かり保育」という。）</u></p> <p><u>(2) 児童等が病気の回復期又は病気の回復期に至らない場合で、かつ、当面症状の急変が認められず、集団保育が困難な期間の一時的な保育に対応する事業（以下「病児・病後児保育」という。）</u></p> <p>(一時預かり保育等の利用)</p> <p>第7条 第3条に規定する一時預かり保育及び病児・病後児保育(以下「一時預かり保育等」という。)の利用対象者、利用時間、利用日数については、別表第2のとおりとする。</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第12条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、支援センターの管理に関する次の各号に掲</p>

げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 及び (3) (略)

2 及び 3 (略)

別表第2 (第7条関係)

(1) 一時預かり保育

区分	内容
(略)	
利用時間	休館日を除く午前9時から午後5時まで
(略)	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第3条第2項の規定により新たに一時預かり保育を行う支援センターに係る利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第3条第1項に規定する事業の実施に関する業務

(2) 及び (3) (略)

2 及び 3 (略)

別表第2 (第7条関係)

(1) 一時預かり保育

区分	内容	
(略)		
利用時間	月曜日から金曜日	午前9時から午後5時まで
	土曜日	午前9時から正午まで
(略)		

議案第102号

甲賀市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市児童クラブ条例の一部を改正する条例

甲賀市児童クラブ条例（平成18年甲賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1水口児童クラブの項中「甲賀市水口町八坂4番46号」を「甲賀市水口町本町一丁目9番16号」に改め、同表小原つばさ児童クラブの項中「甲賀市信楽町柞原827番地202」を「甲賀市信楽町柞原899番地」に改める。

付 則

この条例は、令和6年1月15日から施行する。ただし、別表第1水口児童クラブの項の改正規定は、令和6年3月25日から施行する。

甲賀市児童クラブ条例新旧対照表

改正案	現行																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="237 619 1104 858"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水口児童クラブ</td> <td>甲賀市水口町本町一丁目9番16号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>小原つばさ児童クラブ</td> <td>甲賀市信楽町柞原899番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和6年1月15日から施行する。ただし、別表第1水口児童クラブの項の改正規定は、令和6年3月25日から施行する。</p>	名称	位置	水口児童クラブ	甲賀市水口町本町一丁目9番16号	(略)		小原つばさ児童クラブ	甲賀市信楽町柞原899番地	(略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 619 2000 858"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水口児童クラブ</td> <td>甲賀市水口町八坂4番46号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>小原つばさ児童クラブ</td> <td>甲賀市信楽町柞原827番地202</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	水口児童クラブ	甲賀市水口町八坂4番46号	(略)		小原つばさ児童クラブ	甲賀市信楽町柞原827番地202	(略)	
名称	位置																				
水口児童クラブ	甲賀市水口町本町一丁目9番16号																				
(略)																					
小原つばさ児童クラブ	甲賀市信楽町柞原899番地																				
(略)																					
名称	位置																				
水口児童クラブ	甲賀市水口町八坂4番46号																				
(略)																					
小原つばさ児童クラブ	甲賀市信楽町柞原827番地202																				
(略)																					

議案第103号

甲賀市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市農村公園条例の一部を改正する条例

甲賀市農村公園条例（平成16年甲賀市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表第1 頓宮農村広場の項を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

甲賀市農村公園条例新旧対照表

改正案	現行																										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 農村公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="237 619 1106 954"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鮎河山村広場</td> <td>甲賀市土山町鮎河2114番地2</td> </tr> <tr> <td>鮎河地区農村公園</td> <td>甲賀市土山町鮎河602番地</td> </tr> <tr> <td>大河原ふれあい広場</td> <td>甲賀市土山町大河原1129番地</td> </tr> <tr> <td>勅旨農村公園遊歩道</td> <td>甲賀市信楽町勅旨877番地</td> </tr> <tr> <td>多羅尾山村広場</td> <td>甲賀市信楽町多羅尾2060番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	名称	位置	鮎河山村広場	甲賀市土山町鮎河2114番地2	鮎河地区農村公園	甲賀市土山町鮎河602番地	大河原ふれあい広場	甲賀市土山町大河原1129番地	勅旨農村公園遊歩道	甲賀市信楽町勅旨877番地	多羅尾山村広場	甲賀市信楽町多羅尾2060番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 農村公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1131 619 2000 954"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鮎河山村広場</td> <td>甲賀市土山町鮎河2114番地2</td> </tr> <tr> <td>鮎河地区農村公園</td> <td>甲賀市土山町鮎河602番地</td> </tr> <tr> <td>大河原ふれあい広場</td> <td>甲賀市土山町大河原1129番地</td> </tr> <tr> <td>頓宮農村広場</td> <td>甲賀市土山町頓宮760番地</td> </tr> <tr> <td>勅旨農村公園遊歩道</td> <td>甲賀市信楽町勅旨877番地</td> </tr> <tr> <td>多羅尾山村広場</td> <td>甲賀市信楽町多羅尾2060番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鮎河山村広場	甲賀市土山町鮎河2114番地2	鮎河地区農村公園	甲賀市土山町鮎河602番地	大河原ふれあい広場	甲賀市土山町大河原1129番地	頓宮農村広場	甲賀市土山町頓宮760番地	勅旨農村公園遊歩道	甲賀市信楽町勅旨877番地	多羅尾山村広場	甲賀市信楽町多羅尾2060番地1
名称	位置																										
鮎河山村広場	甲賀市土山町鮎河2114番地2																										
鮎河地区農村公園	甲賀市土山町鮎河602番地																										
大河原ふれあい広場	甲賀市土山町大河原1129番地																										
勅旨農村公園遊歩道	甲賀市信楽町勅旨877番地																										
多羅尾山村広場	甲賀市信楽町多羅尾2060番地1																										
名称	位置																										
鮎河山村広場	甲賀市土山町鮎河2114番地2																										
鮎河地区農村公園	甲賀市土山町鮎河602番地																										
大河原ふれあい広場	甲賀市土山町大河原1129番地																										
頓宮農村広場	甲賀市土山町頓宮760番地																										
勅旨農村公園遊歩道	甲賀市信楽町勅旨877番地																										
多羅尾山村広場	甲賀市信楽町多羅尾2060番地1																										

議案第104号

甲賀市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

甲賀市道路占用料徴収条例（平成16年甲賀市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件の種類		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850
法第32条第1項第2号に掲げる物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26

件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				180
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの				260
	外径が1.0メートル以上のもの				510
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		9
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430	

		地下に設けるもの		260
	その他のもの			850
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			430
	地下に設ける通路			260
	その他のもの			850
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設	1本につき1日	9

7条第1号に掲げる物件		けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	87
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
その他のもの		430		
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	850
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	87
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.0

			06 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの	A に 0.007 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額
政令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		A に 0.019 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.014 を乗じて得た額
政令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.014 を乗じて得た額
政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.019 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.031 を乗じて得た額

政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.0 25を乗じて 得た額
政令第7 条第13 号に掲げ る施設	トンネルの上又は自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面下 に設けるもの	Aに0.0 19を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.0 22を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.0 31を乗じて 得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.0 31を乗じて 得た額

備考

- 1 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

- 5 Aは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 1件の占用許可について算定した各年度の占用料の額が100円に満たない場合は、当該占用料の額を100円とし、1件の占用許可において100円以上の額に1円未満の端数があるときは当該1円未満の額は切り捨てるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前の許可に係る占用料（占用許可の期間が令和6年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、令和6年度以降の占用料を除く。）の額については、なお従前の例による。

甲賀市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正案				現行					
(占用料の額)				(占用料の額)					
第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げる占用物件以外のものについては、他との均衡を考慮して市長が定める。				第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げる占用物件以外のものについては、他との均衡を考慮して市長が定める。					
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)					
	占用物件の種類	単位	占用料(円)		占用物件の種類	単位	占用料(円)		
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	480	法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	560		
	第2種電柱		730		第2種電柱		860		
	第3種電柱		990		第3種電柱		1,200		
	第1種電話柱		430		第1種電話柱		500		
	第2種電話柱		680		第2種電話柱		800		
	第3種電話柱		940		第3種電話柱		1,100		
	その他の柱類		43		その他の柱類		50		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル につき1年		4		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類				3		地下電線その他地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器				1個につき1年		420		路上に設ける変圧器
地下に設ける変圧器	占用面積1平方	260	地下に設ける変圧器	占用面積1平方	300				

		メートルにつき 1年	
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>850</u>
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		<u>360</u>
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	<u>870</u>
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>850</u>
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートル につき1年	<u>18</u>
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>26</u>
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>38</u>
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>77</u>
	外径が0.3メートル以上		<u>100</u>

		メートルにつき 1年	
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000</u>
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		<u>420</u>
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	<u>2,000</u>
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>1,000</u>
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートル につき1年	<u>21</u>
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>30</u>
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>45</u>
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>60</u>
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>90</u>
	外径が0.3メートル以上		<u>120</u>

			0.4メートル未満のもの		
			外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		180
			外径が0.7メートル以上 1.0メートル未満のもの		260
			外径が1.0メートル以上の もの		510
法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自動運 行補助 施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設 けるもの その他の もの	長さ1メートル につき1年	3 9
			道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類	1本につき1年	680
			その他の もの	上空に設 けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 430

			0.4メートル未満のもの		
			外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		210
			外径が0.7メートル以上 1.0メートル未満のもの		300
			外径が1.0メートル以上の もの		600
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1年				1,000

		地下に設けるもの	1年	260
		その他のもの		850
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方	850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	メートルにつき	Aに0.00
			1年	4を乗じて 得た額
		階数が2のもの		Aに0.00
				6を乗じて 得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.00
				7を乗じて 得た額
	上空に設ける通路			430
	地下に設ける通路			260
	その他のもの			850
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき 1日	9
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき 1月	87

法第32条第1項第5号に掲げる施設			上空に設ける通路	1,000
			地下に設ける通路	610
			その他のもの	1,000
			法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等_____に際し、一時的に設けるもの
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき 1月	200

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
			その他のもの	1本につき1月
		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
			その他のもの	430
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方	850

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
	標識		1本につき1年	800
	旗ざお	祭礼、縁日等_____に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20
			その他のもの	1本につき1月
		幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等_____に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000
			その他のもの	1,000
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方	1,000

政令第7条第3号に掲げる施設	メートルにつき 1年	Aに0.03 1を乗じて 得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方 メートルにつき	87	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設	1月	85	
政令第7条 第8号に掲 げる施設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下(当該路面下の地 下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.01 4を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.01 7を乗じて 得た額
	地下(トン ネルの上 の地下を 除く。)に 設けるも の	階数が1のもの	Aに0.00 4を乗じて 得た額
		階数が2のもの	Aに0.00 6を乗じて 得た額
		階数が3以上の もの	Aに0.00 7を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.02	

	メートルにつき 1年	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方 メートルにつき	200
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設	1月	100

		5を乗じて 得た額			
政令第7条	建築物	Aに0.01			
第9号に掲 げる施設		9を乗じて 得た額			
	その他のもの	Aに0.01			
		4を乗じて 得た額			
政令第7条	建築物	Aに0.02			
第10号に 掲げる施設		2を乗じて 得た額			
及び自動車 駐車場	その他のもの	Aに0.01			
		4を乗じて 得た額			
政令第7条	トンネルの上又は高架の道	Aに0.01			
第11号に 掲げる応急	路の路面下に設けるもの	9を乗じて 得た額			
仮設建築物	上空に設けるもの	Aに0.02			
		2を乗じて 得た額			
	その他のもの	Aに0.03			
		1を乗じて 得た額			

政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.02
		5を乗じて 得た額
政令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.01
		9を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02
		2を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.03
		1を乗じて 得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.03
		1を乗じて 得た額

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に

供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地(政令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、

供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、

1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

8 1件の占用許可について算定した各年度の占用料の額が100円に満たない場合は、当該占用料の額を100円とし、1件の占用許可において100円以上の額に1円未満の端数があるときは当該1円未満の額は切り捨てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の許可に係る占用料(占用許可の期間が令和6年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものあっては、令和6年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従前の例による。

1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

7 1件の占用許可について算定した各年度の占用料の額が100円に満たない場合は、当該占用料の額を100円とし、1件の占用許可において100円以上の額に1円未満の端数があるときは当該1円未満の額は切り捨てるものとする。

議案第105号

甲賀市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

甲賀市農業集落排水処理施設条例（平成16年甲賀市条例第141号）の一部を次のように改正する。

別表第1 今郷地区農業集落排水処理施設の項を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

甲賀市農業集落排水処理施設条例新旧対照表

改正案	現行																								
<p>(名称等)</p> <p>第2条 集落排水施設の名称、処理場の位置及び処理区域は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 処理区域 集落排水施設により下水を排除することができる区域で別表第1に掲げる区域をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係)</p> <p>集落排水施設の設置</p>	<p>(名称等)</p> <p>第2条 集落排水施設の名称、処理場の位置及び処理区域は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 処理区域 集落排水施設により下水を排除することができる区域で別表第1に掲げる区域をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係)</p> <p>集落排水施設の設置</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>集落排水施設の名称</th> <th>処理場の位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和野嶺峨地区農業集落排水処理施設</td> <td>甲賀市水口町嶺峨301番地1</td> <td>和野、嶺峨</td> </tr> <tr> <td>八田春日地区農業集落排水処理施設</td> <td>甲賀市水口町春日201番地3</td> <td>八田、春日の一部を除く。</td> </tr> <tr> <td>中畑地区農業集落排水処</td> <td>甲賀市水口町中畑12</td> <td>中畑</td> </tr> </tbody> </table>	集落排水施設の名称	処理場の位置	処理区域	和野嶺峨地区農業集落排水処理施設	甲賀市水口町嶺峨301番地1	和野、嶺峨	八田春日地区農業集落排水処理施設	甲賀市水口町春日201番地3	八田、春日の一部を除く。	中畑地区農業集落排水処	甲賀市水口町中畑12	中畑	<table border="1"> <thead> <tr> <th>集落排水施設の名称</th> <th>処理場の位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和野嶺峨地区農業集落排水処理施設</td> <td>甲賀市水口町嶺峨301番地1</td> <td>和野、嶺峨</td> </tr> <tr> <td>八田春日地区農業集落排水処理施設</td> <td>甲賀市水口町春日201番地3</td> <td>八田、春日の一部を除く。</td> </tr> <tr> <td>中畑地区農業集落排水処</td> <td>甲賀市水口町中畑12</td> <td>中畑</td> </tr> </tbody> </table>	集落排水施設の名称	処理場の位置	処理区域	和野嶺峨地区農業集落排水処理施設	甲賀市水口町嶺峨301番地1	和野、嶺峨	八田春日地区農業集落排水処理施設	甲賀市水口町春日201番地3	八田、春日の一部を除く。	中畑地区農業集落排水処	甲賀市水口町中畑12	中畑
集落排水施設の名称	処理場の位置	処理区域																							
和野嶺峨地区農業集落排水処理施設	甲賀市水口町嶺峨301番地1	和野、嶺峨																							
八田春日地区農業集落排水処理施設	甲賀市水口町春日201番地3	八田、春日の一部を除く。																							
中畑地区農業集落排水処	甲賀市水口町中畑12	中畑																							
集落排水施設の名称	処理場の位置	処理区域																							
和野嶺峨地区農業集落排水処理施設	甲賀市水口町嶺峨301番地1	和野、嶺峨																							
八田春日地区農業集落排水処理施設	甲賀市水口町春日201番地3	八田、春日の一部を除く。																							
中畑地区農業集落排水処	甲賀市水口町中畑12	中畑																							

理施設	0 3 番地		理施設	0 3 番地	
			今郷地区農業集落排水処	甲賀市水口町今郷7 2	今郷
			理施設	0 番地 1	
(略)			(略)		
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>					